

○中央区旅館業法施行条例

平成二十四年三月三十日

条例第十六号

改正 平成三十年六月二十九日条例第三十三号

改正 令和三年十月十五日条例第二十六号

(趣旨)

第一条 この条例は、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）第三条第三項第三号及び第四項、第四条第二項並びに第五条第三号並びに旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「政令」という。）第一条第一項第八号、第二項第七号及び第三項第五号の規定に基づき、法及び政令の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(旅館業の施設の設置場所において配慮すべき施設等)

第三条 法第三条第三項第三号に規定する条例で定める施設は、中央区の区域内（以下「区内」という。）に存する施設で、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三十四条第一項に規定する各種学校で、同法第一条に規定する学校（大学を除く。）に相当する教育課程を実施するもの
- 二 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館
- 三 前二号に掲げるもののほか、主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設で、区長が指定するもの

2 区長は、前項第三号に規定する施設を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(意見聴取)

第四条 法第三条第四項に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 国が設置した前条第一項第二号及び第三号に規定する施設 当該施設の長
- 二 地方公共団体が設置した前条第一項各号に規定する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- 三 国及び地方公共団体以外のものが設置した前条第一項各号に規定する施設 当該施設を監督する行政庁（監督する行政庁がないときは、区長）

(宿泊者の衛生に必要な措置の基準)

第五条 法第四条第二項の措置の基準（以下「措置基準」という。）で、区内の旅館業の施設（以下「営業施設」という。）の換気に係るものは、次のとおりとする。

- 一 換気のために設けられた通気孔を常に開放すること。

- 二 営業施設内（宿泊者の利用に供する部分に限る。）の空気に占める炭酸ガスの割合を区規則で定める割合以下とすること。
- 2 営業施設の採光又は照明に係る措置基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める照度を有することとする。
 - 一 客室、応接室及び食堂 それぞれにつき四十ルクス以上
 - 二 調理場及び配膳室 それぞれにつき五十ルクス以上
 - 三 廊下及び階段 それぞれにつき常時二十ルクス以上（ただし、午後十一時から翌日の午前六時までの間にあつては、十ルクス以上）
 - 四 浴室、脱衣室、洗面所、便所等 それぞれにつき二十ルクス以上
- 3 営業施設の防湿に係る措置基準は、次のとおりとする。
 - 一 雨水及び汚水の排水に支障のないよう、排水設備の水流を常に良好にすること。
 - 二 客室の床が木造である場合は、床下の通風を常に良好にすること。
- 4 営業施設の清潔に係る措置基準は、営業施設内に備えるくし、コップ、タオル、寝具類その他の宿泊者の用に供するものを常に清潔にするとともに、宿泊者の用に供する湯水を常に清浄にすることとする。
- 5 営業施設の客室の衛生に係る措置基準は、次のとおりとする。
 - 一 一の客室に次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。
 - イ 旅館・ホテル営業及び下宿営業の施設 それぞれ一の客室の有効面積（寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供することができる部分の床面積を合計することにより算定した有効部分の面積をいう。以下同じ。）三平方メートルにつき一人
 - ロ 簡易宿所営業の施設 一の客室の有効面積二・二五平方メートルにつき一人
 - 二 客室にガス設備を設置する場合は、宿泊者の見やすい箇所にガスの使用方法についての注意書を掲示すること。
- 6 営業施設の浴室の衛生に係る措置基準は、次のとおりとする。
 - 一 浴槽に清浄な湯水を十分に供給するとともに、共同用の浴室の浴槽には宿泊者の利用している間、湯水を常に満杯に保つこと。
 - 二 浴槽水の交換を区規則で定める回数以上行うとともに、浴槽を十分に清掃すること。
 - 三 貯湯槽を使用するときは、次のとおりとすること。
 - イ 貯湯槽の内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定める回数以上の清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。
 - ロ 貯湯槽内の湯を区規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

四 ろ過器その他の機器（以下「ろ過器等」という。）を使用して浴槽水を循環させるときは、次のとおりとすること。

イ ろ過器のろ材に付着した生物膜等の汚れを除去するための逆洗浄等を区規則で定める回数以上行い、かつ、内部の消毒を行うこと。

ロ 浴槽水を循環させるための配管の内部の消毒を区規則で定める回数以上行うこと。

ハ 集毛器の内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去するための清掃を区規則で定める回数以上行うこと。

ニ 塩素系薬剤により浴槽水の消毒を行い、当該浴槽水の遊離残留塩素を区規則で定める濃度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合は、区規則で定めるところにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

ホ 浴槽水の水質検査を区規則で定める回数以上行うこと。

五 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定める回数以上の清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

六 前三号に規定する清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、当該記録に係る書類を三年間保存すること。

7 営業者は、営業施設内に従業者を常駐させ、衛生管理及び感染症その他緊急事態に迅速に対応することができるようにすることとする。

（管理者の設置）

第六条 営業者は、営業施設の衛生上の維持管理及び運営を適正に行うため、管理者を置かなければならない。

（宿泊を拒むことができる事由）

第七条 法第五条第三号に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあること。
- 二 宿泊者が、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたこと。

（営業者の遵守事項）

第八条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 客室の入口に室番号又は室名を表示すること。
- 二 客室に定員を表示した案内書等を備え付けること。
- 三 営業施設内に従業者を常駐させ、事故が発生したときその他緊急時に迅速に対応することができるようにすること。

2 前項第三号の従業者は、第五条第七項の従業者と兼ねることができるものとする。

（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）

第九条 区内の旅館・ホテル営業の施設（以下「旅館・ホテル営業施設」という。）における政令第

一条第一項第八号に規定する構造設備の基準（以下この条において「構造設備の基準」という。）で、調理場に係るものは、次のとおりとする。

- 一 宿泊者の食事を調理するために必要な設備及び広さを有すること。
- 二 調理場の換気に有効な換気設備を設置していること。

2 旅館・ホテル営業施設に玄関帳場を設置するものとし、当該玄関帳場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 収容人員に相応した広さを有していること。
- 二 宿泊者以外の者をみだりに客室に入室させないよう、宿泊者と容易に面接できる場所に設置していること。

3 旅館・ホテル営業施設の浴室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 浴槽は、入浴者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造であること。ただし、共同用の浴室に入浴者の需要を満たすことができる相当数の上がり湯栓及び上がり水栓を付設する場合は、この限りでない。

- 二 共同用の浴室又はシャワー室を設けている場合は、入浴者の数に相応した広さの脱衣室を付設していること。

- 三 浴室、脱衣室及びシャワー室の内部は、当該浴室、脱衣室及びシャワー室の外から容易に見えない構造であること。

四 ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合は、次に掲げる要件を満たしていること。

- イ ろ過器は浴槽水のろ過に有効なろ過能力を有していること。

- ロ 浴槽水がろ過器を通過する前の位置に集毛器を設けていること。

- ハ 汚れを除去するための逆洗浄を行うことができるろ材であること。ただし、これにより難しい場合は、ろ材の交換を適切に行うことができる構造であること。

- ニ 循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

- ホ 循環させた浴槽水を浴槽の底部に近い部分から補給する構造であること。ただし、これにより難しい場合は、入浴者の循環させた浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するため、浴槽水を補給する位置に囲いを設置する等の有効な措置が講じられていること。

- ヘ 浴槽内の循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するため、堅固な金網又は目皿の設置等の有効な措置が講じられていること。

五 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

六 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。

4 旅館・ホテル営業施設の客室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 客室のうち、宿泊者の睡眠、休憩等の用に供することができる部分は、外気に接する窓からの

採光が十分に得られていること。

二 客室の出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。

三 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁等により明確に区画されていること。

四 客室にガス設備を設けている場合は、ガス管は耐食性を有するものであって、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、ガス栓等から容易に取り外すことができないように接続されていること。

5 旅館・ホテル営業施設の便所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる要件を満たしている共同便所を旅館・ホテル営業施設内の各階ごとに設置していること。ただし、全ての客室に便所及び流水式手洗いを付設している階（ロビー、食堂その他の客室以外の施設（宿泊者の用に供するものに限る。）を有している階を除く。）については、この限りでない。

イ 男子用と女子用とに区画し、その旨を表示していること。

ロ 流水式手洗いを設けていること。

ハ 区規則で定める数以上の便器を設置していること。

二 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十九条に規定するくみ取便所でないこと。

三 便所の換気に有効な換気設備を設けていること。ただし、外気に接する開口部を設けている便所にあつては、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、旅館・ホテル営業施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 共同洗面所を設けている場合は、区規則で定める数以上の給水栓を設置していること。

二 収容人員に相当する数の寝具類を有し、かつ、当該寝具類を収納できる広さの収納設備を設けていること。

三 収容人員及び利用形態に相応した広さのロビーを有していること。

四 調理場を設けている場合は、利用形態に相応した広さの食堂を有していること。

五 営業施設は、玄関、玄関帳場、客室その他宿泊者の用に供する部分を一体的に管理することができる構造であり、かつ、当該営業施設が住居その他の旅館・ホテル営業以外の用に供する施設と明確に区画されたものであること。

（簡易宿所営業の施設の構造設備の基準）

第十条 区内の簡易宿所営業の施設（以下「簡易宿所営業施設」という。）における政令第一条第二項第七号に規定する構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 一の客室の合計延べ床面積（寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が日常生活において通常立ち入る部分の床面積を合計した面積をいう。以下「客室面積」という。）が、六・六平方メ

一 トル以上であること。

二 階層式寝台を設けている場合は、二層であること。

三 多数人で共用しない客室を設けている場合は、その客室面積が総客室面積の二分の一未満であること。

2 前条第一項から第三項まで、第四項（第二号を除く。）、第五項及び第六項（第三号を除く。）の規定は、簡易宿所営業施設について準用する。この場合において、前条第一項中「旅館・ホテル営業の施設（以下「旅館・ホテル営業施設」という。）」とあるのは「簡易宿所営業施設」と、「第一条第一項第八号」とあるのは「第一条第二項第七号」と、前条第二項から第六項までの規定中「旅館・ホテル営業施設」とあるのは「簡易宿所営業施設」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により準用された第九条第一項の規定にかかわらず、調理場を設けていない場合においては、同項の規定は、準用しない。

（下宿営業の施設の構造設備の基準）

第十一条 区内の下宿営業の施設（以下「下宿営業施設」という。）における政令第一条第三項第五号に規定する構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 客室面積は、七平方メートル以上であること。

二 各客室には、押し入れを設けていること。

2 第九条第一項から第五項まで及び第六項（第三号を除く。）の規定は、下宿営業施設について準用する。この場合において、第九条第一項中「旅館・ホテル営業の施設（以下「旅館・ホテル営業施設」という。）」とあるのは「下宿営業施設」と、「第一条第一項第八号」とあるのは「第一条第三項第五号」と、第九条第二項から第六項までの規定中「旅館・ホテル営業施設」とあるのは「下宿営業施設」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により準用された第九条第一項の規定にかかわらず、調理場を設けていない場合においては、同項の規定は、準用しない。

（構造設備の基準の適用除外）

第十二条 営業施設の構造設備が第九条から前条までに規定する基準により難しく、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる営業について、当該各号に掲げる基準を適用しないことができる。

一 旅館・ホテル営業 第九条第五項及び同条第六項第一号に規定する基準

二 簡易宿所営業 第十条第二項において準用する第九条第五項及び同条第六項第一号に規定する基準

三 下宿営業 前条第二項において準用する第九条第五項及び同条第六項第一号に規定する基準
（委任）

第十三条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の中央区旅館業法施行条例第九条第三項第六号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）第三条第二項の許可の申請（以下「許可申請」という。）に係る旅館業の施設（以下「営業施設」という。）について適用し、施行日前の許可申請に係る営業施設については、なお、従前の例による。ただし、施行日前に法第三条第一項本文の許可（以下「許可」という。）をされた営業施設（施行日において現になされている許可申請について施行日以後に許可をされた営業施設を含む。以下同じ。）について、施行日以後に増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。
- 3 施行日前に許可をされた営業施設であって、施行日以後に法第三条第一項に規定する営業者の変更による許可申請がされた営業施設の許可に係る基準については、なお、従前の例によることができる。